

令和8年9月

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害に係る 生活必需品の給与または貸与について

標記災害に際し、被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害により、住家が「半壊」以上または「床上浸水」の被害を受け、生活上必要な被服等を損失し、ただちに生活を営むことが困難な世帯に対し、災害救助法に基づき下記のとおり生活必需品の給与または貸与を行います。

記

1 支援の内容

(1)対象者

住家の「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「床上浸水」の被害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を損失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方。

住家の損壊状況は原則「り災証明書」により確認しますが、無い場合は「被災状況の写真」で判定を行います。

(2)費用上限金額

支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。

世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
全壊	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
大規模半壊 中規模半壊 半壊 床上浸水	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円

(3)スポットクーラーの貸与【希望者のみ】

①対象者 冷房器具を損失または損傷等により使用することができず、在宅での避難生活に直接スポットクーラーが必要な方。

②支援方法 羽咋市がリースにより調達したスポットクーラーを貸与します。

③貸与期間 災害発生の日から令和8年9月30日(水)まで

2 支給物品

「生活必需品商品リスト」の詳細については市担当課へお問合せ下さい (裏面あり)

3 提出書類

- ①災害救助法に基づく生活必需品給与等申請書
- ②生活必需品商品リスト
- ③り災証明書の写し（無い場合は被災状況写真 ※デジタル画像可）

4 支援の流れ

- （１） 「災害救助法に基づく生活必需品給与等申請書」に必要事項を記入
- （２） 合計金額が費用上限内で収まるように希望される商品の数量を市が聞き取りで「生活必需品商品リスト」に記入。
- （３） 市で審査の後、市から業者へ利用者世帯の情報を伝えます。
- （４） 業者は、市から情報を得て商品がそろい次第、市へ連絡します。
- （５） 市が商品を受け取り、商品がそろったことを利用者世帯へ連絡します。
- （６） 市役所にて、利用者世帯の商品受け取り。

【注意事項】

- ※支給される商品は、市で定められた物のみとなります。
- ※商品の返品はできません。

お問い合わせ 羽咋市商工観光課 羽咋市旭町ア 200 番地 TEL 22-1118
--